

谷口総合法律事務所

報酬基準

〒604-0902

京都市中京区中町通夷川上る鉾田町 288

TEL 075-241-0935 / FAX 075-241-2735

URL <http://www.taniguchi-lo.jp/>

谷口総合法律事務所

制定	平成 16 年 4 月 1 日
改訂	平成 18 年 2 月 1 日
改訂	平成 18 年 4 月 26 日
改訂	平成 21 年 11 月 7 日
改訂	平成 23 年 12 月 26 日
改訂	平成 25 年 6 月 6 日
改訂	平成 27 年 1 月 1 日
改訂	令和 2 年 1 月 1 日
改訂	令和 3 年 4 月 1 日
改訂	令和 7 年 9 月 1 日

【 注 意 】本報酬基準の表示金額は、全て「外税金額（内税金額）」となります。

1 一般(タイムチャージ)

タイムチャージ 20,000 円(22,000 円)／時間～

2 初回・市民法律相談(相談料)

相談料 5,000 円(5,500 円)／30 分

※ 初回法律相談（1 時間以内）及び市民法律相談を対象とする。

3 書面鑑定(鑑定料)

鑑定料 50,000 円(55,000 円)～

4 民事紛争事件(着手金+報酬金)

(1) 着手金

ア 個別型(手続単位)

(7) 訴訟、調停、審判、非訟、行政、仲裁、支払督促、示談交渉、契約締結交渉、保全、執行等

経済的利益	料率
～ 3,000,000円	8% (8.8%)
3,000,000円 ～ 30,000,000円	5%+90,000円 (5.5%+99,000円)
30,000,000円 ～ 300,000,000円	3%+690,000円 (3.3%+759,000円)
300,000,000円 ～	2%+3,690,000円 (2.2%+4,059,000円)

- ※ 倒産事件(任意整理、破産、民事再生、会社更生、特別清算、任意再生)は除く。
- ※ 案件の難易に応じ、30%の範囲で増減することができる。
- ※ 経済的利益を共通にする案件については、50%とすることができる。
- ※ 附帯請求（不動産明渡請求事件の賃料及び賃料相当損害金、解雇無効事件の賃金請求など）については、着手金なしとすることができる。
- ※ B 型肝炎給付金請求事件は、着手金なしとする。
- ※ 契約締結交渉事件は 25%とする。
- ※ 保全(無審尋)事件は 25%、保全(要審尋)事件及び保全異議事件は 50%とする。
- ※ 執行事件は 25%、執行異議事件は 50%とする。
- ※ 保全事件及び執行事件以外の事件（注：契約締結交渉事件を含む）の最低額は 240,000 円(264,000 円)(顧問先は 100,000 円(110,000 円))とする。
- ※ 保全(無審尋)事件の最低額は 60,000 円(66,000 円)(顧問先は 25,000 円(27,500 円))とする。
- ※ 保全(要審尋)事件及び保全異議事件の最低額は 120,000 円(132,000 円)(顧問先は 50,000 円(55,000 円))とする。
- ※ 執行事件の最低額は 60,000 円(66,000 円)(顧問先は 25,000 円(27,500 円))とする。
- ※ 執行異議事件の最低額は 120,000 円(132,000 円)(顧問先は 50,000 円(55,000 円))とする。
- ※ 手続相互の関係

一事件とみなすもの	示談交渉	→	保全、調停、訴訟、労働審判、損害賠償命令、即決和解、支払督促、審判
	家事調停(別表第 2)	→	家事審判
	少額訴訟	→	通常訴訟
	手形訴訟、小切手訴訟	→	通常訴訟
	損害賠償命令	→	通常訴訟
	支払督促	→	通常訴訟

	保全(要審尋)	→	保全異議
別事件とみなすもの(50%)	調停	→	訴訟
	労働審判	→	通常訴訟
	原審	→	上訴審(控訴、上告、抗告)
	保全(無審尋)	→	保全異議
	執行	→	執行異議

(イ) 倒産事件(任意整理、破産、民事再生、会社更生、特別清算、任意再生)

経済的利益 (負債総額)	非事業者		事業者・法人	
	任意整理 破 産	個人再生	任意整理 破 産	民事再生 会社更生 特別清算 任意再生
～50,000,000円	300,000円 (330,000円)	400,000円 (440,000円)	500,000円 (550,000円)	1,000,000円 (1,100,000円)
50,000,000円～300,000,000円	600,000円 (660,000円)	—	900,000円 (990,000円)	3,000,000円 (3,300,000円)
300,000,000円～	0.2% (0.22%)	—	0.3% (0.33%)	1% (1.1%)

※ 任意整理については、30,000 円(33,000 円)×債権者数とすることができる。

※ 倒産処理に付随して行う過払金請求手続を含む。

イ 包括型(事案単位)

経済的利益	料率
～ 3,000,000円	10% (11%)
3,000,000円 ～ 30,000,000円	6%+120,000円 (6.6%+132,000円)
30,000,000円 ～ 300,000,000円	3.5%+870,000円 (3.85%+975,000円)
300,000,000円 ～	2.5%+3,870,000円 (2.75%+4,257,000円)

※ 包括の対象は、保全、本案及び執行とする。

包括の対象とするもの	保全	→	保全異議
	保全	→	示談交渉、調停、訴訟、労働審判、損害賠償命令、即決和解、支払督促、審判
	示談交渉	→	調停、訴訟、労働審判、損害賠償命令、即決和解、支払督促、審判
	調停	→	訴訟、支払督促、審判
	家事調停(別表第 2)	→	家事審判
	少額訴訟	→	通常訴訟
	手形訴訟、小切手訴訟	→	通常訴訟
	支払督促	→	通常訴訟
	労働審判	→	通常訴訟
	損害賠償命令	→	通常訴訟
	調停、訴訟、労働審判、損害賠償命令、即決和解、支払督促、審判	→	執行
	執行	→	執行異議

包括の対象としないもの(50%)	原審	→	上訴審(控訴、上告、抗告)
------------------	----	---	---------------

※ 案件の難易に応じ、30%の範囲で増減することができる。

※ 経済的利益を共通にする案件については、50%とすることができる。

※ 契約締結交渉事件は25%とする。

※ 最低額を300,000円(330,000円)(顧問先は120,000円(132,000円))とする。

ウ マンスリーチャージ型

30,000円(33,000円)/月～

(2) 報酬金

ア 一般事件(非倒産事件)

経済的利益	標準
～ 3,000,000円	16% (17.6%)
3,000,000円 ～ 30,000,000円	10%+180,000円 (11%+198,000円)
30,000,000円 ～ 300,000,000円	6%+1,380,000円 (6.6%+1,518,000円)
300,000,000円 ～	4%+7,380,000円 (4.4%+8,118,000円)

※ 着手金をなしとした附帯請求については、報酬金を経済的利益の30% (33%) とする。

※ B型肝炎給付金請求事件の報酬金は、16% (17.6%) とする。

※ 契約締結交渉事件は25%とする。

イ 倒産事件

(ア) 倒産処理事件

経済的利益	非事業者		事業者・法人	
	破産・任意整理	民事再生	破産	その他
～ 30,000,000円	2% (2.2%)	3% (3.3%)	—	5% (5.5%)
30,000,000円 ～ 300,000,000円	1%+300,000円 (1.1%+330,000円)	2%+300,000円 (2.2%+330,000円)	—	4%+300,000円 (4.4%+330,000円)
300,000,000円 ～	0.5%+1,800,000円 (0.55%+1,980,000円)	1%+3,300,000円 (1.1%+3,630,000円)	—	2%+6,300,000円 (2.2%+6,930,000円)

※ 非事業者の破産、任意整理（準則型任意整理を除く）及び個人再生については、原則として、報酬金をいただきません。但し、破産管財移行、免責困難等標準的な処理を超える対応を要する場合には報酬をいただく場合があります。

※ 経済的利益は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する。

(イ) 倒産処理に付随する過払金請求事件

経済的利益(回収額)	裁判外交渉	裁判
	20% (22%)	25% (27.5%)

5 民事非紛争事件(手数料)

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 証拠保全 | 200,000円～500,000円(220,000円～550,000円) |
| (2) 即決和解 | 100,000円～500,000円(110,000円～550,000円) |
| (3) 公示催告 | 100,000円(110,000円) |
| (4) 倒産事件の債権届出 | 50,000円(55,000円) |
| (5) 家事審判(別表1)事件 | 50,000円～300,000円(55,000円～330,000円) |
| ア 後見・保佐・補助開始申立 | 200,000円～300,000円(220,000円～330,000円) |
| イ 失踪宣告申立 | 200,000円～300,000円(220,000円～330,000円) |
| ウ 子の氏の変更許可申立 | 50,000円(55,000円) |

※ 同一の親に関する複数の子について同時に申し立てる場合は、50%とすることができる。

エ	相続放棄申述	50,000 円(55,000 円)
	※ 同一の被相続人に関する共同相続人について同時に申し立てる場合は、50%とすることができる。	
オ	熟慮期間伸長申立	50,000 円(55,000 円)
	※ 同一の被相続人に関する共同相続人について同時に申し立てる場合は、50%とすることができる。	
カ	相続財産管理人選任申立	200,000 円～300,000 円(220,000 円～330,000 円)
キ	特別縁故者の財産分与申立	民事紛争事件に準ずる
ク	遺言書検認申立	50,000 円(55,000 円)
ケ	遺留分放棄許可申立	100,000 円～200,000 円(110,000 円～220,000 円)
コ	任意後見監督人選任申立	200,000 円～300,000 円(220,000 円～330,000 円)
(6)	交渉窓口の引受	
ア	一般	6 ヶ月分 60,000 円～300,000 円(66,000 円～330,000 円)
		7 ヶ月目～ 10,000 円～50,000 円(11,000 円～55,000 円)／月
イ	債務整理（弁済履行中の窓口対応）	500 円(550 円)／月／債権者
(7)	財産管理	管理手数料 10,000 円(11,000 円)／月以上
		処分手数料 2～5%(2.2%～5.5%)
(8)	任意売却	2～5%(2.2%～5.5%)
(9)	自賠償保険金請求	2%(2.2%)
(10)	各種申請手続	5,000 円(5,500 円)／件～
ア	不動産登記手続	50,000 円(55,000 円)／件
イ	商業登記手続	50,000 円(55,000 円)／件
ウ	法定相続情報一覧図の保管の申出手続	20,000 円(22,000 円)／件
エ	証明書等申請手続	1,000 円(1,100 円)／通
(11)	法律・事実関係調査	50,000 円(55,000 円)～
ア	住民基本台帳閲覧調査	
	(ア) 閲覧申請手続	5,000 円(5,500 円)／件
	(イ) 閲覧	5,000 円(5,500 円)／件
	※ 遠方の役所に出張を要する場合は別途日当を要する。	
イ	弁護士法第 23 条の 2 照会	5,000 円(5,500 円)／件
ウ	相続関係調査	
	(ア) 相続人調査	
	a 配偶者のみ	30,000 円 (33,000 円)
	b 第 1 順位	50,000 円 (55,000 円) + 10,000 円 (11,000 円) ／人× (相続人数－3 人)
	c 第 2 順位	70,000 円 (77,000 円) + 10,000 円 (11,000 円) ／人× (相続人数－2 人)
	d 第 3 順位	100,000 円 (110,000 円) + 10,000 円 (11,000 円) ／人× (相続人数－3 人)
	※ 従量制部分は相続人の数マイナス 3 人 (3 人分は基本料金に含む)	
	※ 証明書取得手数料は別途徴収しない	
	※ 相続関係図の作成までを業務とします。	
	(イ) 相続財産調査	100,000 円 (110,000 円) + 3,000 円 (3,300 円) ／筆・棟・戸・口座・銘柄・個・台・隻・点・件・契約×遺産個数
	※ 従量制部分は遺産の数	
	※ 証明書取得手数料は別途徴収しない	
	※ 遺産目録の作成までを業務とします。	
	(ウ) 公正証書遺言調査	5,000 円(5,500 円)
エ	提訴前証拠収集処分申立	
	(ア) 提訴予告通知	50,000 円(55,000 円)～
	(イ) 当事者照会	50,000 円(55,000 円)
	(ウ) 文書送付嘱託申立	50,000 円(55,000 円)
	(エ) 調査嘱託申立	50,000 円(55,000 円)
	(オ) 鑑定意見陳述嘱託申立	50,000 円(55,000 円)

- (カ) 検証調査命令申立 50,000 円(55,000 円)
 オ 財産開示命令申立 50,000 円(55,000 円)
 カ 第三者からの情報取得申立 50,000 円(55,000 円)

(12) 契約書その他法律文書のチェック・作成

- ア チェック 30,000 円(33,000 円)～
 イ 作成(イージーオーダー) 30,000 円(33,000 円)～
 ウ 作成(オーダーメイド) 50,000 円(55,000 円)～

(13) 会社法務

ア 会社設立等(M&A)

資本金もしくは総資産額のうち高い額又は増減資額	
～ 10,000,000円	4% (4.4%)
10,000,000円 ～ 20,000,000円	3%+100,000円 (3.3%+110,000円)
20,000,000円 ～ 100,000,000円	2%+300,000円 (2.2%+330,000円)
100,000,000円 ～ 200,000,000円	1%+1300,000円 (1.1%+1,430,000円)
200,000,000円 ～ 2,000,000,000円	0.5%+2300,000円 (0.55%+2,530,000円)
2,000,000,000円 ～	0.3%+6300,000円 (0.33%+6,930,000円)

- イ 株主総会等指導 300,000 円～500,000 円(330,000 円～550,000 円)
 ウ 現物出資等証明 300,000 円(330,000 円)

(14) ハラスメント調査

ア 調査業務受託

軽度案件	調査活動（ヒアリング、資料精査等）	200,000 円～400,000 円（220,000 円～440,000 円）
	調査報告書作成	100,000 円～300,000 円（110,000 円～330,000 円）
重度案件	調査活動（ヒアリング、資料精査等）	500,000 円～800,000 円（550,000 円～880,000 円）
	調査報告書作成	300,000 円～500,000 円（330,000 円～550,000 円）

イ 調査委員派遣

委員会出席 30,000 円～100,000 円（33,000 円～110,000 円）／回

(15) 遺産分割執行

取得した遺産の価額	
～ 3,000,000円	300,000円 (330,000円)
3,000,000円 ～ 30,000,000円	2%+240,000円 (2.2%+264,000円)
30,000,000円 ～ 300,000,000円	1%+540,000円 (1.1%+594,000円)
300,000,000円 ～	0.5%+2,040,000円 (0.55%+2,244,000円)

※ 登記手続費用は別途。

(16) 遺言

- ア 遺言書作成 100,000 円～500,000 円(110,000 円～550,000 円)

※ 事案の大小、難易度等を勘案して、定める。

- イ 遺言書保管 6,000 円(6,600 円)／年

※ 毎年 3 月 31 日に翌年分を口座引落

- ウ 遺言執行

遺産の価額	
～ 3,000,000円	300,000円 (330,000円)
3,000,000円 ～ 30,000,000円	2%+240,000円 (2.2%+264,000円)
30,000,000円 ～ 300,000,000円	1%+540,000円 (1.1%+594,000円)
300,000,000円 ～	0.5%+2,040,000円 (0.55%+2,244,000円)

(17) 相続土地国庫帰属申請

着手金 100,000 円 (110,000 円) ～／申請
報酬金 200,000 円 (220,000 円) ～／申請

(18) 事務代行

ア 集金事務 集金額×1%(1.1%)／集金
※ 500 円(550 円)／集金を最低額とします。
イ 送金事務 500 円(550 円)／送金

6 刑事・少年事件(着手金+報酬金)

(1) 刑事弁護・少年付添事件

ア 着手金

(ア) 捜査弁護(成人・少年)

自白事件	200,000 円(220,000 円)～
否認事件	300,000 円(330,000 円)～

※ 複数の被疑事実が同時又は順次に捜査対象となる場合、最も重大な被疑事実以外の被疑事実については 50%とする。

(イ) 公判弁護(成人・少年)

通常裁判	自白事件	200,000 円(220,000 円)～
	否認事件	300,000 円(330,000 円)～
裁判員裁判	自白事件	500,000 円(550,000 円)～
	否認事件	1,000,000 円(1,100,000 円)～

※ 複数の公訴事実が同時又は順次に起訴された場合、最も重大な公訴事実以外の公訴事実については 50%とする。

※ 一審級限りとし、不服申立事件(控訴、上告等)は、別事件とする。

※ 原審を受任している場合は、不服申立事件は 50%とする。

(ウ) 少年審判付添(少年)

自白事件	200,000 円(220,000 円)～
否認事件	300,000 円(330,000 円)～

※ 複数の保護事実が同時又は順次に送致された場合、最も重大な保護事実以外の保護事実については 50%とする。

※ 一審級限りとし、不服申立事件(抗告、再抗告等)は、別事件とする。

※ 原審を受任している場合は、不服申立事件は 50%とする。

※ 試験観察に付された場合には、追加着手金を要する。

イ 報酬金

(ア) 捜査弁護(成人・少年)

不起訴・不送致	300,000 円(330,000 円)～
略式起訴	200,000 円(220,000 円)～
被疑事実より軽い罪名での起訴・送致	200,000 円(220,000 円)～

※ 複数の被疑事実が同時又は順次に対象となる場合、最も重大な被疑事実以外の被疑事実については 50%とする。

(イ) 公判弁護(成人・少年)

罪に対する報酬	公訴事実の全部又は一部につき犯罪の成立が否定されたとき	100,000 円(110,000 円)～
刑に対する報酬	無罪判決	300,000 円(330,000 円)～
	求刑からの減軽判決	100,000 円(110,000 円)～
	一部執行猶予判決	100,000 円(110,000 円)～
	執行猶予判決	200,000 円(220,000 円)～

※ 複数の公訴事実が同時又は順次に起訴された場合、最も重大な公訴事実以外の公訴事実については 50% とする。

(ウ) 少年審判付添(少年)

保護事実に対する報酬	保護事実の全部又は一部につき犯罪の成立が否定されたとき	100,000 円(110,000 円)～
保護処分に対する報酬	審判不開始・不処分	300,000 円(330,000 円)～
	保護観察	200,000 円(220,000 円)～
	少年院、児童自立支援施設又は児童養護施設送致	100,000 円(110,000 円)～

※ 複数の保護事実が同時又は順次に送致された場合、最も重大な保護事実以外の保護事実については 50% とする。

ウ 身柄関連報酬金 100,000 円(110,000 円)～

※ 保釈、勾留却下、勾留取消、勾留停止、接見禁止の全部又は一部解除等

エ 接見手数料 30,000 円(33,000 円)／回

(2) 仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続

ア 着手金 200,000 円(220,000 円)～

イ 報酬金 200,000 円(220,000 円)～

(3) 犯罪被害者支援活動 タイムチャージによる

(4) 告訴・告発

ア 着手金 200,000 円(220,000 円)～

イ 報酬金(受理) 100,000 円(110,000 円)～

ウ 報酬金(処分) 100,000 円(110,000 円)～

(5) 検察審査会申立

ア 着手金 200,000 円(220,000 円)～

イ 報酬金 200,000 円(220,000 円)～

7 コーポレート

※ 顧問先様のみ利用することができます。

※ 契約期間は依頼者の決算期間に準じ、前決算期末に 1 年分料金を前払いいただきます。

株主名簿等管理	株主名簿に関する事務 ・ 株主名簿の作成 (名義書換を含む) ・ 株主名簿の備置き	株主数 (のべ)	料金
		～49 人	10,000 円(11,000 円)／年
		50 人～99 人	30,000 円(33,000 円)／年
		100 人～	50,000 円(55,000 円)／年
	株券喪失登録簿に関する事務 ※ 株券発行会社の場合(必須)	発行済株式総数	料金
		～200 個	10,000 円(11,000 円)／年
		201～1,000 個	30,000 円(33,000 円)／年
		1,001 個	50,000 円(55,000 円)／年
	新株予約権原簿に関する事務 ※ 新株予約権発行会社の場合 (必須)	新株予約権者数 (のべ)	料金
		～49 人	30,000 円(33,000 円)／年
		50 人～99 人	90,000(99,000 円)円／年
		100 人～	150,000 円(165,000 円)／年
定時株主総会	招集事務代行	株主数	料金

	- 招集通知発送 - 出欠管理	～49 人	50,000 円 (55,000 円) / 年
		50 人～99 人	80,000 円 (88,000 円) / 年
		100 人～	100,000 円 (110,000 円) / 年
	議事指導 - 議案作成 - 議事進行の指導 - 議事録作成	株主数	料金
		～49 人	200,000 円 (220,000 円) / 年
		50 人～99 人	350,000 円 (385,000 円) / 年
		100 人～	500,000 円 (550,000 円) / 年

8 内部通報窓口(委託料) 30,000 円(33,000 円) / 月～

対象とする通報者の人数	委託料
～300 名	30,000 円(33,000 円) / 月
301 名～1,000 名	50,000 円(55,000 円) / 月
1,001 名～3,000 名	70,000 円(77,000 円) / 月
3,001 名～	別途見積り

9 講演(講演料) 50,000 円(55,000 円) / 回～

1 0 日当

- (1) 半日(4 時間 / 日未満) 30,000 円～50,000 円(33,000 円～55,000 円)
- (2) 1 日(4 時間 / 日以上) 50,000 円～100,000 円(55,000 円～110,000 円)

1 1 顧問(顧問料)

- (1) 顧問契約
- ア Home Lawyer Type 5,000 円(5,500 円) / 月～
 - イ Standard Type 50,000 円(55,000 円) / 月～
 - ウ Premium Type 100,000 円(110,000 円) / 月～
 - エ Lite Type 30,000 円(33,000 円) / 月～
 - オ For Real Estate Leasing 5,000 円(5,500 円) / 月～
- (2) リレーションシップ・アド・サービス
- ア 事業者 5,000 円(5,500 円) / 人
 - イ 非事業者 500 円(550 円) / 人

1 2 EAP (従業員支援プログラム) サービス

(1) Aタイプ

従業員	月額料金
～30 人	10,000 円 (11,000 円) / 月
31～100 人	15,000 円 (16,500 円) / 月
101～300 人	20,000 円 (22,000 円) / 月
301 人～	個別見積もり

※ 会社(勤務先)と利益相反する案件は対象外。

※ Aタイプは、法律相談無料のみで、個別案件の割引はなし。

(2) Bタイプ

従業員	月額料金
～30 人	15,000 円 (16,500 円) / 月
31～100 人	23,000 円 (25,300 円) / 月
101～300 人	30,000 円 (33,000 円) / 月
301 人～	個別見積もり

※ 会社(勤務先)と利益相反する案件は対象外。

※ Bタイプは、法律相談無料に加え、個別案件について 30%割引(成功報酬を除く)。

経済的利益基準

第1 民事事件(行政事件・非訟事件を含む)

事件類型	算定方法
金銭債権	債権総額(利息・損害金)を含む
継続的給付債権	債権総額の70% 但し、期間不定のものは、7年分の額
賃料増減額請求	増減額分の7年分の額
所有権	対象物の時価相当額
占有権	対象物の時価相当額の50% 又は、使用料の7年分
建物所有権	建物時価相当額+敷地時価相当額の30%
建物占有権	建物時価相当額の50%+敷地時価相当額の30% 又は、使用料の7年分
地役権	承役地の時価相当額の50% 又は、対価の7年分
担保権	被担保債権額 又は、担保目的物時価相当額
登記請求	登記の対象となる権利の経済的利益
詐害行為取消請求	取消請求債権額 又は、取消対象法律行為の目的の価額
解雇無効	年収の1年分 但し、金5,000,000円を最低額とする。
共有物分割請求	対象となる持分の時価の30%
境界確定	争いのある範囲の土地の時価相当額 但し、金3,000,000円を最低額とする。
その他算定不能	金5,000,000円以上とする。

※ 引換給付請求の場合は、反対給付の経済的利益の半額を控除する。

第2 家事事件

事件類型	算定基準
離婚・夫婦関係調整	金4,000,000円～20,000,000円 ※ 離婚原因の内容(争いの有無)、財産分与額、慰謝料額、養育費額、親権、面接交渉権、婚姻費用額、同居その他離婚・夫婦関係調整の実状及びこれに付随する諸条件を総合的に考慮して、上記範囲内で定める。
財産分与	請求額
慰謝料	請求額
継続的給付請求権 (養育費、扶養料、婚姻費用等)	債権総額の70% 但し、期間不定のものは、7年分の額
遺産分割請求	対象相続分の時価の1/3 但し、財産の範囲及び相続分について争いがある場合は、時価相当額
遺留分侵害請求	請求額
遺言無効	無効になることにより取得する財産の時価相当額
その他の別表2 審判・家事調停事項	金1,250,000円～8,000,000円

※ 引換給付請求の場合は、反対給付の経済的利益の半額を控除する。

インターネット誹謗中傷事件に関する特則

1. ログ保存

保存仮処分申立	着手金	100,000 円～200,000 円（110,000 円～220,000 円）
	報酬金	50,000 円～100,000 円（55,000 円～110,000 円）

2. IP アドレスの開示請求（コンテンツプロバイダに対して）

仮処分または訴訟による開示請求	着手金	150,000 円～300,000 円（165,000 円～33,000 円）
	報酬金	100,000 円～300,000 円（110,000 円～330,000 円）

※ SNS 運営会社や掲示板の種類によっては任意開示に応じないため、訴訟・仮処分が前提となります。

※ 開示請求が複数投稿・複数媒体にわたる場合は別途加算されます。

3. 削除請求（コンテンツプロバイダに対して）

削除請求（テレコム書式ほか）	着手金	100,000 円（110,000 円）～200,000 円（220,000 円）
	報酬金	100,000 円（110,000 円）～200,000 円（220,000 円）
削除仮処分	着手金	150,000 円～300,000 円（165,000 円～330,000 円）
	報酬金	100,000 円～300,000 円（110,000 円～330,000 円）

※ 複数投稿や複数媒体の場合、件数ごとに費用が加算されます。

4. 契約者情報の開示請求（接続プロバイダに対して）

訴訟による開示請求	着手金	150,000 円～300,000 円（165,000 円～330,000 円）
	報酬金	100,000 円～300,000 円（110,000 円～330,000 円）

※ 開示請求が複数投稿・複数媒体にわたる場合は別途加算されます。

5. 削除請求（発信者に対して）

削除請求（訴訟）	着手金	240,000 円（264,000 円）
	報酬金	300,000 円（330,000 円）

6. 損害賠償請求（発信者に対して）

損害賠償請求（訴訟）	着手金	一般の民事紛争事件に準じる
	報酬金	一般の民事紛争事件に準じる

7. 刑事告訴

刑事告訴（名誉毀損等）	着手金	一般の刑事告訴事件に準じる
	報酬金	一般の刑事告訴事件に準じる

夫婦関係調整・離婚事件に関する特則

1 着手金

共通			200,000 円～300,000 円 (220,000 円～330,000 円)
事項別	離婚その他夫婦関係の継続・終了に関する事項		100,000 円～200,000 円 (110,000 円～220,000 円)
	財産分与及び慰謝料		100,000 円～200,000 円 (110,000 円～220,000 円)
	婚姻費用分担		50,000 円 (55,000 円)
	子の監護に関する事項	親権	40,000 円＋10,000 円×人数 (44,000 円＋11,000 円×人数)
		養育費	40,000 円＋10,000 円×人数 (44,000 円＋11,000 円×人数)
		面接交渉	40,000 円＋10,000 円×人数 (44,000 円＋11,000 円×人数)

2 報酬金

離婚その他夫婦関係の継続・終了に関する事項			200,000 円～400,000 円 (220,000 円～440,000 円)
財産分与及び慰謝料	権利者側		給付を受けた額×報酬料率
	義務者側		給付を免れた額×報酬料率
婚姻費用分担	権利者側		給付を受ける額(総額又は 7 年分)×料率 or 入金額(入金管理)×10%(11%)
	義務者側		給付を免れた額(総額又は 7 年分)×料率
子の監護に関する事項	親権		(40,000 円～80,000 円)+(10,000 円～20,000 円)×人数 ((44,000 円～88,000 円)+(11,000 円～22,000 円)×人数)
	面接交渉		(40,000 円～80,000 円)+(10,000 円～20,000 円)×人数 ((44,000 円～88,000 円)+(11,000 円～22,000 円)×人数)
	養育費	権利者側	給付を受ける額(総額又は 7 年分)×料率 or 入金額(入金管理)×10%(11%)
		義務者側	給付を免れた額(総額又は 7 年分)×料率